

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火） 午後1時35分～午後2時55分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳（14番）
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員5人

15番	土	師	信 義
16番	上	田	芳 夫
17番	岸	本	彰
19番	宮	本	裕 澄
20番	藪	田	俊 博

4. 欠席委員（3人）

6番	上	根	慶 万
7番	谷	口	貴 文
18番	中	野	広 正

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

11番	澤	大 篤
1番	田	中 一 行

日程第4 報告事項

①前総会（1月12日）のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

③議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

④議案第4号 令和6年度岩美町農作業標準料金の決定について

⑤議案第5号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第9号について

日程第6 その他

①農地再生活用事業の候補地にかかる情報提供の協力について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本 征訓
局長補佐	前田 悟史
主事	石河 香央里

事務局	令和５年第１１回岩美町農業委員会総会を始めさせていただきます。 本日の現在の出席委員につきましては１０名の出席がありますけど、定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。 なお、６番の上根委員、７番の谷口委員、１８番の中野推進委員は欠席連絡ですけど、あと福石委員も遅参すると。今、奥山委員につきましてもちょっと遅参するということでご連絡いただいておりますんで、遅参された方が来られましたら議事に参加していただくということで、また議長にお取り計らい願いたいというふうに思っています。 また、今回の議案の案件の中につきまして、福石職務代理が立ち会った分もありますので、一部議事のほうを後先に送る場合もありますんで、そのあたりについては進行状況の中でまた議長のほうから申させていただきますので、よろしくお願いします。
事務局	それでは、議長につきましては岩美町農業委員会会議規則第４条の規定によりまして会長が務めることとなっております。 会長、挨拶をまずよろしくお願いいたします。
会 長	皆さんこんにちは。 季節外れの天気で、まだ今年も気象変動のほうなのかなというふうに思っておるところであります。水稻の作付面積の割当て、配分、それから資材の注文等がありまして、いよいよ今年の営農計画のほうを実施していくような段取り、心積もりになっておるところであります。農作業のほうで対応できるような範囲内の気象変動であってほしいなというふうに思っておるところであります。
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきます。 では、日程３の議事録署名委員の決定ですけれども、岩美町農業委員会規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員については、私のほうから指名してよろしいでしょうか。 （異議なし）
議 長	では、異議がないようでございますので、１１番の澤委員と１番の田中委員のほうにお願いしますので、よろしくお願いします。

議 長

それでは、続きまして日程４の報告事項に入らせていただきます。
事務局のほう、お願いします。

事務局

では、報告事項、前総会のでんまつについてご説明に入らせていただきます。

議案資料の３ページをご覧ください。

前総会のでんまつ１点目、非農地証明ということで、洗井地内の１件９筆と延興寺地内の１件１筆、陸上地内の１件２筆の計３件１２筆の土地についての非農地証明申請についてお諮りいたしました。承認していただきましたので、１月１７日付で非農地証明を申請者に送付しております。

２点目、３条１件９筆ということで、洗井地内の贈与による所有権移転についてお諮りしました。承認いただきましたので、９筆のうち利用権が設定されていた１筆について、１月１４日の期間満了をもって１月１７日付で許可証を譲受人、譲渡人それぞれに送付しております。

３点目、農地賃借料情報ということで、令和５年１月から令和５年１２月までに締結報告した田の賃借料水準について承認をいただいたものです。岩美町ホームページでは、既に公開をしております。また、４月号の広報別刷りの農業委員会だよりにも掲載予定です。

４点目、農用地利用集積等促進計画第８号ということで、すいません、１件ご報告をさせていただきます。

３ページの下表、こちらと資料１をご覧ください。

前回、促進計画案でお示ししていた内容について、耕作者が誤っているものがありました。大谷地内の農地なんですけれども、配分先が*****であったはずのものが*****さんについていて、*****さんに配分予定だった筆が*****についているような状況でございました。資料１で、上が修正前、下が修正後ということで載せておりますけれども、資料１でご確認いただけるように、修正後は集約できた形になっています。緑色が*****さんで、赤色が*****さんの１月に配分をした農地ということになります。なお、耕作者以外の計画期間や賃借料等については、修正はありませんでした。

改めまして、促進計画第８号につきまして、１７件７４筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で１１月１７日付で町に回答をしております。

前総会のでんまつは以上です。

続いて、報告事項２に入ります。

農地法第１８条第６項の規定による通知についてご説明いたします。

４ページをご覧ください。

	今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは12件25筆です。 このうち、1番から8番と10番、11番、こちらについては1月総会で利用権を設定するものとして集積等促進計画を提出してご意見なかったものです。 9番と12番、こちらはセットになっていますけれども、こちらは次の耕作者が見つからず自作に戻るために解約するもので、機構との契約も解約ということになります。 めくっていただきまして、6ページをご覧ください。 13番から20番、こちらは圃場条件が悪いため耕作者と機構との契約を解約するもので、そのうち13番から17番の5筆、こちらは7ページの21番から25番と同一の筆となっております。こちらの5筆につきましても、次の耕作者が見つからず自作に戻るものとなっております。 18番から20番は本日の議案第5号の集積等促進計画で再配分先についてご審議をいただく予定としております。 報告は以上です。
議 長	報告が終わりました。 皆さんのほうで質問、意見がありましたら。 (発言なし)
議 長	ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	日程第5のほう、第1号議案について、事務局のほう、説明のほうをお願いします。
事務局	それでは、総会資料8ページをご覧ください。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」でございます。 農地法第3条の規定による農地の権利移動について許可した件について、下記のとおり許可処分取消し申請を受理しておりますので、委員会の議決を求めるものでございます。 それでは、石河のほうから説明いたします。
事務局	このたび、農地法第3条の規定による許可の取消しについてということで、1件申請が提出されております。

申請地についてです。申請地は、馬場の*****、地目は登記簿、田、現況、田です。面積は1, 4 2 9平米です。こちら、場所については、資料2を併せてご覧ください。

こちら、農地法の第3条の許可についてですが、令和5年12月11日開催の第9回総会において承認をされておりまして、令和5年12月13日付指令第9号、贈与での所有権移転ということで許可をしております。申請人としましては、譲受人は馬場の*****さん、譲渡し人は鳥取市の*****さんです。こちら、取消しの理由としましては、令和5年12月の3条許可後、所有権移転の準備、協議を進めていたそうですが、譲渡し人は譲渡しの条件を贈与でなく売買にしたいという変更を希望したため、今回、第3条の許可処分取消しの申請を双方合意により提出をされたという状況です。申請地は、3条申請をする前、もともと利用権設定をされていた土地でございました。所有権移転のため合意解約をして、譲受人が作業委託等をしながら耕作を進めていくということでしたけれども、今回3条許可の取消しを行った後は、譲渡し人が引き続き所有をするということになりまして、再度利用権設定をお願いしたいというご意向です。今月の促進計画の案のほうに入れさせていただいております。

取消しについてですが、おとしぐらいにも1件ございました。県に取消しの取扱い等を確認したところ、第3条許可についてはそもそも譲渡し人と譲受人の売買契約の裏づけ書類として農業委員会がこういった許可を出すんですけれども、契約自体がなされていないのであれば許可の効力を発揮しないというところではあるんですが、そのため契約の取消しも不要ではあるんですが、農業委員会の立場として何らかの書類をこちらのほうに改めて出していただいて、農業委員会としては、この許可はなかったことにしましょうということで、取消しという手続を踏ませていただくものです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

ご意見を求めます。質問ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第1号議案の「農地法第3条の規定による許可の取消について」賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	ありがとうございました。全員賛成でございました。
議 長	それでは、引き続いて議案第２号について説明をお願いします。
事務局	それでは、９ページをお開き願います。 議案第２号「農地法第３条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。 農地法第３条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めるものでございます。 それでは、石河のほうから中身については説明させていただきます。
事務局	今回、１件１筆の申請を受理しております。 申請地は、大字宇治*****の畑です。面積は２２１平米です。申請者は、譲受人が岩井の*****さん、譲渡しが鳥取市の*****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。 場所としましては資料３の２ページをご覧ください。こちらの赤く塗り潰してある場所が申請地です。 資料３の１ページに戻っていただきまして、（１）許可要件についてです。譲受人は*****さんということで、農地法の全部効率要件、こちらは必要な農機具を所有しています。常時従事要件、こちらは本人は８０日となっておりますけれども、父が１５０日、母が１００日と世帯員で共同して耕作をしていくということです。周辺、地域との調和については、地域での農道、水路掃除、除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努める。また、農薬の使用等については、地域の防除基準に従うということです。また、農業委員会の審査基準である誓約書の提出と、通作可能範囲に居住していることから、農地法及び農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。 （２）番、申請地の現状及び今後の予定ということで、申請地はこれまで畑地として利用されてきており、引渡し後も畑として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。今後は、サツマイモ、ナス、タマネギ等の野菜を作付予定です。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。 皆さんのほうから質問がありましたら、意見等ありましたらお願いします。

3 番	この件に関しまして、現地確認させていただきました。耕作者のほうは元宇治の人でありますし、農地のほうも荒れ地でなしに、もう管理した状態であります。多分、耕作していただけるというように思います。 以上です。
議 長	担当委員のほうから現状説明がありました。3年位は耕作してもらえるということのようです。 ご意見ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、採決に入らせていただきます。 第2号議案の農地法第3条の権利移動について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ありがとうございました。
議 長	それでは、次に第3号議案ですけれども、現地を確認した福石職務代理のほうが遅参になってますので、意見を聞きたいと思いますので、議事のほうをちょっと変更させていただいて、第4号議案のほうを先にさせていただきますと思いますけれどもよろしくお願いします。 では、第4号議案の標準料金について、事務局のほうお願いします。
事務局	それでは、11ページをお開き願います。 議案第4号「令和6年度岩美町農作業標準料金の決定について」でございます。 令和6年度の農繁期における農作業の円滑な推進を図るため、最近の社会的諸事情を勘案して、適正なる農作業別標準賃金及び料金の決定を求めるものでございます。 担当の石河のほうより説明いたします。
議 長	では、こちらにつきましては、資料5で説明をさせていただきます。 資料5の1ページには、広報等掲載用の案がつけてあります。昨年度からの変更点は2点ございます。

1点目が一番上の一般農作業の部分です。こちら、令和5年は854円から900円ということにしておりましたが、鳥取県の最低賃金は令和5年10月に900円となったため900円を下限として、1,000円までの幅を持たせております。

変更点2点目は、表の一番下に農業用ドローンというものを新設するものです。こちらの料金は、農協に確認しまして、薬剤費等は含まず、利用者が支払う金額として上げさせていただいております。

その他については、昨年度と変更をしている箇所はございません。

2ページには岩美町と東部地区の料金を比較するような表を掲載しております。そして、令和5年度の他市町村の平均と岩美町の令和6年の案の差額を一番右にお示しをしています。

なお、ふだんは、昨年度等は当該年度の分のほかの市町の料金を表示するのみだったんですけれども、今回、令和4年度から5年度にかけて、鳥取、八頭、若桜は全体的な値上げをしていましたので、参考に2か年分ずつ記載をしています。赤字になっている部分が前年度から変更があった箇所となっております。

また、値上げ幅等の考え方について、ページの下吹き出しに書いておりますけれども、鳥取市は令和4年度の金額を下限としまして、令和5年度はプラス5%の幅を持たせているということです。こちらは、最低賃金の上昇率を参考に5%とされていたようです。令和6年度の予定としましては、消費者物価指数の上昇を基に2.6%の全体値上げを事務局案として出される予定ということです。まだホームページのほうには決定のものは公表されていませんでした。

八頭町については、こちらは町内の担い手さんの実態に合わせて、全体を100円から200円程度上乘せをさせているということです。事務局案としては100円値上げをベースに出されたんですけれども、委員会での協議で200円上げたものもあるというような状況だそうです。若桜町は、町内の担い手から値上げの要望があって、併せて値上げ幅も検討されたということでした。八頭町と若桜町は、現段階では事務局案としては令和6年度は据置きの予定だということでお伺いをしております。

他市町村との平均との比較で事務局としても気になるのは、機械田植が平均より1,000円程度、岩美町は低くなっているというように数字が出ています。また、農業用ドローンについては、東部では八頭町が参考値として出しているんですけれども、一番下、八頭町が3,875円というふうに私のほうが記載をしているんですけれども、実際の公表値参考ということについては2,750円から5,000円を公表されておまして、実際に組合さんと民間企業がされているというところで、2者から見積を取って、その分、幅を持たせれるように、ただ幅が広いのであくまで参考値ということで公表をしているということでした。

資料の3ページと4ページは、参考資料としてですけれども、この農作業の標準料金について岩美町の算定根拠というものをなかなかお示しできない中で、倉吉市が算定根拠をお持ちだということで、農業会議経由でご提供いただいたものです。一応、一番下、表の下に岩美町の燃料価格を当てはめて計算した結果をお伝えしております。岩美町の燃料価格については、4ページの記録を基に平均を出して算出しております。

こちらで全体の説明は以上ですけれども、事務局のほうの案としましては最低賃金の上昇分の変更と農業用ドローンの新設としておりますけれども、その他の金額についてどうするかというあたりをご検討いただけたらと思います。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

皆さんのほうでご意見がありましたらお願いします。

3 番

藪内委員にお尋ねしたいんだけど、色選費用っていうのは、単体で色選をかける場合、ああいうのを載せておかんでもいい。

料金はどうしてる。

5 番

うちは、それで300円ぐらいでもらうるけども、ライスセンターなんかは、たしか蒲生でも宇治でも、多分、色選を通す価格と通さない価格っていうのがあるんじゃないですかね。そこの価格差が何ぼかは自分は調べてないけども、300円じゃ安いんじゃないかって言うけども、1等と2等の価格差とかを考えると、300円ぐらいかけて2等だったやつが1等になれば御の字なのかな。ある程度、持ってきた人にもメリットがある。

3 番

色選っていう作業があるんだが、今までは普通のもみずりで通しとったけど、色選の機械を導入して、多分、色選の価格っていうのが設定されて、料金を多少なりとももらうと思うんです。それを入れたほうがええか、入れんほうがええか。外部の、個人のやつを持ち込んでしてあげようところはそういう設定をせにゃあいけんかも分からんし、ないところは一切関係ないと思うんだけど。それがちょっと気になったもんだから。新しい作業としてね。

議 長

どうですか、皆さんのほうでは。

11 番

大谷は、もらってないですよ。というか、今言われて、色彩選別か、なるほどなと思いましたけど。業者さんとかもあるけど、色彩選別機で

云々というのは今のところないですね。

議 長 改めて導入したいって話になる。

1 1 番 そうですね。標準作業料金にその項目ができれば、多分、何ぼかもらおうかみたいなことになるんかも。

議 長 今後、必要性が出てくる可能性がある。

3 番 等級が変わるけえ、結局それを通すことによって。ある程度の等級が付加されるけえ。ちょっと忘れとったなと思って。

議 長 ライスセンターにはないん。

3 番 ライスセンター、入っとりますよ、両方とも。宇治も蒲生も。

議 長 入っとるよな。

3 番 入ってる。その代わり料金も高くなってると思う、多分。何百円か上乗せされた金額だと思う。

5 番 すいません、さっき言った300円っていうのは、一遍もみずりしたやつを持ってきたときの個別にする料金だけで、普通にもみずりしてえなっ
ていって持ってきたときには、この418円のもみずり料金を普通にもら
うだけで、色選の割増しをいただくわけではないです。一遍もみずりした
けども汚いからきれいにしてほしいって言ってきたやつは1回300円も
らう程度で。418円プラス300円をもらっとるわけではないですって
いうのが言いたかっただけです。

3 番 その個人のもみずりしたやつを、家で選別したんだけど、あまりにも汚
いから、これをもう一回かけ直してくださいよって手間をかけるんだね。
藪内さんのところに持っていって費用を発生させるけえね、その分だけ多
分もらってると思うんだけど。

議 長 選別の費用をこの中に入れんかっちゃう意味。

3 番 新しい項目として要は100円なり200円なり、その追加料金が入っ
てもいいんじゃないかと思うんだけど。でも、買えば高い機械だし、何百
万円もするだけ。

3 番	皆さんは多分個人に出すんじゃないしに、ほとんどライセンサーに出して、一括して払ようんだろうけ、いいよって言うんだったらいいと思うんですけど。
事務局	一応、今、私の手元にある県内のほかの市町村、資料には出してないですけれども、では色彩選別費っていう項目自体は、まだほかのところは入れられてはないのかなとは。参考までに。
3 番	じゃあ、現状ってことで。
議 長	ほかに。
	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 第 4 号議案の農作業の標準料金について賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でした。
議 長	では、戻りまして、第 3 号議案の「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」審議をさせていただきます。
	事務局、お願いします。
事務局	それでは、ページのほうは 10 ページにお戻りください。 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」でございます。
	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めるものでございます。
	それでは、石河のほうから説明いたします。
事務局	今回、第 4 条転用許可申請書を 1 件受理しております。 議案の説明の前に、本件について皆様にご報告いたします。

まず、今回の申請についてですけれども、12月総会のその他事項で届出書の添付資料についてという表題で皆様にご相談させていただいた件です。本日配付しました追加資料1をご覧ください。

届出書の添付資料について、1番、経緯についてです。自己所有地への太陽光発電設備の設置を目的とした農地法第4条の規定による申請についてということで、添付資料として隣接農地所有者の同意書を添付が必要かどうかについて12月総会で協議を行いましたけれども、まずは現地を確認すべきということでご意見がまとまりました。

2番、現地確認結果についてです。12月15日に現地確認を山本会長、福石職務代理、山本農地部長と事務局の前田局長補佐と私のほうで行いました。結果としましては、パネルの設置を想定すると隣接農地には日陰ができる時間帯が発生するため、町の農業委員会でこれまで扱ってきた事例に従うと、隣接農地所有者の同意は必要なのではないかというふうに考えました。

3番、申請者からの回答ということで、12月19日に申請者と農業委員会で現地確認結果について伝えるための協議を対面で行いました。こちらについては、山本会長と福石職務代理と事務局2名で対応をさせていただきました。隣接農地所有者への同意についてというところで、農業委員会としては必要と思いますので検討をお願いいたしますというところで、お願いベースでさせていただきました。申請者からは、太陽光パネルの設置については敷地内に収まっており、隣接農地への日陰については西日によるものくらいであるため、営農に支障があるとは思えないということで、同意については不要なのではないかということで提出が得られなかった状況です。

4番、県への照会及び事務局の対応ということで、上記への対応を県に尋ねたところ、同意書は申請書に必ず添付しなければならない必須書類ではなく、審査を円滑に進めるための必要に応じて求める、その他添付資料の一つであるという回答を得ました。町農業委員会としましては、引き続き同意書を求めるということは行うべきと考えるんですけれども、未添付であることで申請書を不受理とすることは適当でないとの県の指導をいただきましたので、申請書を受理することとしました。

追加資料の2ページ、3ページが現地の写真になります。2ページの上段が、申請地の1筆目、こちらは全面転用する場所です。下段が一部転用する場所となっております。また、3ページは、上段****、こちらは2ページ上段の****に隣接する農地ということで、現在は耕作はされていない農地ということになります。3ページ下段は****ということで、こちらについては2ページの下段の農地に隣接する農地ということになります。こちらでも耕作は現在はありません。

一応こちらが12月の総会のときにご相談させていただいた内容のてん

まつというところでご報告とさせていただきます。申請書を受理しているため、改めまして申請の内容について説明をさせていただきます。

それでは、議案資料に戻りまして、議案資料10ページと資料の4をご覧ください。

申請地は、大字牧谷****、登記地目、現況地目ともに畑、面積437平米と、大字牧谷****、こちらも登記、現況ともに畑、面積は657平米のうち210平米となっております。申請者は、岩美町牧谷****、****さんです。

資料4に沿って説明をさせていただきます。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。今回、新たに売電事業を実施するに当たり、所有地で管理しやすい土地が農地しかなく、今回申請地に設置をしたいということです。施設の概要としては、太陽光パネル138枚を設置するということになっております。

2ページと3ページに位置図をつけています。2ページは全体の位置図、そして3ページについては隣接等、土地の周辺について分かるような詳細図となっております。

1ページにお戻りいただきまして、続いて4番の立地基準です。

農地区分は第3種農地で、上水管と下水管が埋設されている道路の沿道区域で、500メートル以内に2以上の教育施設等、****と****がある農地となります。許可根拠は原則許可となります。

農地区分決定根拠の図面については、資料の4ページに載せています。****まで約450メートルの場所に位置しております。

資料1ページの4番、(3)営農条件について。申請地は、北西を宅地、北東を畑、南西を公衆用道路、南東を河川に囲まれている土地です。

次に、5番、一般基準についてです。

(1)他法令許認可について。こちらは、経済産業省の発電事業の計画認定と、あと中国電力ネットワークとの系統連系に係る契約ということで、既に認定をされていることを確認しています。

2番、規模の妥当性についてです。資料の5ページと6ページに土地利用計画図をつけています。平面図と立面図、併せてご確認ください。****のほうは1筆全面を、****はパネル設置をする一部を転用する計画となっております、土地利用計画図からは妥当な規模となっております。

3番、被害防除計画についてです。申請地は現状のまま利用します。敷地境界からは50センチから2メートル距離を取り、フェンスは設置しません。パネルは地上2.3メートルの高さの架台に設置し、パネル設置後は最高で約3.5メートルとなります。隣接農地は申請地の北西側に位置し、西日による日陰の可能性はあるが、営農に支障が出る程度ではないと考えられます。隣接農地は現在耕作していないため、同意を取らないということで回答を得ています。

また、3ページの位置図（詳細）という分をご確認いただきますと隣接農地****という分が現在耕作中の畑ということになっておりますけれども、こちらへの通作路は河川側の土手に確保されているため、転用事業を行っても通作に影響はありません。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。また、被害が生じたときは申請者が対処するという事で、事業計画書を受け付けております。

資金調達計画についてですけれども、必要経費としては建設費****円ということになっております。資金調達証明として、見積額以上の残高証明を提出いただいています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

説明にもありましたけれども、同意書がないということで、委員会としての意見を現地確認でということで、私と、福石職務代理と、山本農地部長で現地確認をさせていただきました。ここに書いてあるとおり、現地としてみれば、隣接農地があるんで、多少なりとも日射の影響があるんなら同意を求めてもらったほうがええんじゃないかなということで出しましたけれども、先ほど説明があったように、その必要を認めませんということでありました。農作業上、さほどの影響があるというふうには思えませんでしたので、やむを得んのかなということで私は思うところであります。お二人にもご意見をいただきたいと思いますが。

13番

私、そこまでこの地域についてよく知らなかったんで初めて行かせていただきまして、そのときに図面を見ながらで、見てたわけですけど、1点気になったのが、横に道があって、後から聞いたら小学生とかも通ったりとか子供も通るということで、そちらのほう、この地面につけてるわけじゃなくて上に立ててるわけですので、どういうふうに影響が出てくるかっていうのはまだ分からないんですけれども、そこは配慮してほしいかなというふうに考えました。

以上です。

3番

一応現地判断ということで見させてもらいましたけれども、近隣の日光の遮りというのが私は気になっただけで、やっぱり農業委員会にこれを求めてきたっていうことは、本当は承諾書があったらスムーズに通る話なんだけど、どうしてもそれがもらえないということで、現地を見させてもらって、取りあえずそこで判断したのが、日照不足というか近隣を日陰にしたいけないというのが、私もずっと前から思ってたもので、多少控えて、物を作ってほしいなというお願いをしたんだけど、それも無理みたいだし、特に西日以外はそんなに影響はないだろうということで、特に

何もないと思うんだけど、本来ならやっぱり逆のことを考えた場合に本当にそれでいいんかとなるんだけど、もう今の状態でどうしようもないと思いました。受理していいんじゃないかなというように思います。

議 長

3人の思い、自分の意見を言わせていただきました。

皆さんのほうでございましたら、お願いしたいと思います。

5 番

隣接の承諾書が要るのではないかということだったけども、聞いてみたら要らん。でも、承諾書があったほうがいいっていうふうに山本さんも言われたと思うんですけども、だから多分隣接の人は嫌なんですよ、承諾書にサインをしないっていうことは。嫌だけど、承諾書なくてもできるんだったらやっちゃえっていう感じが自分は強引かな。でも、ルールにのっとってるからやるっていうんだったら、どうぞだけど、これは自分はいちばんいいことではないような気がします。

以上です。

事務局

こちらの経緯について、県のほうにそれをもって不受理とはできないという指導はいただいたんですけども、農業委員会がそのように判断をして、申請者にこういったことを求めたという経過は進達するということになれば、農業委員会からの添付書類として提出してもらって、県のほうに判断は任せるといような格好になるのかなというところで、一応経過はお伝えするということは前提としてさせていただきたいとは考えております。

事務局

事務局といたしましては、今回12月の議事の中で、今までは義務的に事務局のほうで求めていた資料が出てこない、そういう場合にどう取り計らいましょうというご相談でした。実際ご相談時点では、まだ県のほうに正式に、これこれで困ると、県のほうでも実際本人さんが本当に必要なかどうかということを確認されておったようですけど、県としては市町村が何もないところで何を求めてどういうふうな審査をしたらいいかっていう分からん部分がありますんで、指針として、よく言うガイドライン的な分で、こうあったら審査しやすいんじゃないか、こういう4条申請だったら必ず許可審査を求めますんで、こういうものを基に審査した分であれば県も速やかに審査できるということで、今まで申請していただいた分です。今後いろんな理由が出てくるとは思うんですけど、このような件が出てきたとしても、単純にこれを適用して、いやいや、同意書がないからすんなり受け付けるという行為はいたしません。原則やっぱり義務的には、事務局としては相手方に求めます。理由があつて、どうしてもそういうことができん。そういう場合には、必ずまた農業委員会、役員さ

ん、または役員さんを通してこうやってまた総会のほうでお諮りしながら慎重に取扱いのほうはしていこうと思っておりますんで、今回この委員会総会で出た意見等については附帯意見として、しっかり意見としてはお聞きして、しっかり議事録としては残して、やっぱり心配になることは発言として出していただいたものを進めていこうというふうに思っておりますので、事務局としては今回は特例ってわけじゃないです。事情によって、そういう参酌の中で動いていると。今後については、今までどおり、やはり近隣に農地がある場合にはその農地に影響がないかどうかということ、まずは同意書をもって確認したいということは主として持とうと思っておりますので、そのあたりについてはご了解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

4 番

4 番です。

説明資料の中で5の一般基準の(3)被害防除計画の(4)です。隣接農地は耕作していないため同意を取らないとありますが、同意を取らない理由は耕作していないためということでもいいのでしょうか。

事務局

口頭説明では西日の日陰の可能性はあるが営農に支障が出る程度ではないため同意を取らないというふうに説明をしてしまいました。申請者としては、営農に支障が出る程度ではない、かつ隣接農地は現に耕作をしていないということも鑑みるべきではないかというところのご意見があったというところです。主題としては、影響は営農に支障が出る程度ではないというところが一番大きな理由として同意を取らない。

4 番

この表現だと、耕作していないところはどんなところでも同意は要らないというふうに受け取れるっていうか、勘違いっていうか、そういうのがあるので、表現がどうかと思いました。直したほうがいいかなと思います。

それと、こういったケースは多分また出てくると思うんですよね。出てくる可能性があると思います。ですから、この例をいい例として、今までの経緯ですねどうして同意が得られなかったとか、そういった経緯をちゃんとした処理をして、県のほうにもちゃんと提出するっていうか添付書類ですか、そういったことで残しておいて、提出したほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

議 長

事務局長のほうが言いましたように、その経緯はちゃんと残るようになりますので。

4 番	今、協議を事務局側で進めてもらったと思うんですが、私はいいいんですけど、担当地区の上根委員だったり、小西委員だったり、宮本委員さんだったりっていうのを一緒に仲間に入れてもらえたらと思うんですけど、いかがでしょうか。協議するに当たってですね。
事務局	1 2 月にまず上げた時点で、それは役員さんで、今までにないことだからってということで現地確認したいと。担当地区としては、その場所的には上根委員でしたんで、上根委員には、じゃあ会長、職務代理、農地部長ということで確認を取りましたけど、大きい広い中で、やっぱり浦富地区でしたら米村委員にも話すべきだったかと。
4 番	私はいいいんだけど、上根さんに話が行っていったかなと、上根さんが今日おられんから確かめることができなかった。
事務局	担当としては、ちゃんとお話しして、行きますよということで、確認は取らせていただきましたんで。
議 長	では、採決させていただきます。 第 3 号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成していただきました。
議 長	それでは、第 5 号議案のほうに入らせていただきます。 事務局、ご説明をお願いします。
事務局	それでは、1 2 ページをお開き願います。 議案第 5 号「令和 5 年度農用地利用集積等促進計画第 9 号について」で ございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、 農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、 委員会の意見を求めるものでございます。 それでは、石河のほうから説明いたします。
事務局	議案の 1 3 ページから 1 5 ページに、農用地利用集積等促進計画案を載 せています。各地区の図面については、資料 6 を併せてご覧ください。

最初に、集積等促進計画というものを令和5年4月から運用開始してまして、町の計画を基に議案資料を作らせていただいているところなんですけれども、この1年で委員の皆様からのご指摘等もありまして、内容が分かりやすい資料というのを目指して、議案資料の様式自体は決まっておりますので、少し書き方を変えさせていただいております。まず、その点についてご説明させていただきます。

変更点としましては、左から順に内容について、こちらに権利の設定をする農地の内容について、こちらはずっと水田というふうに、水稻だったら水田というふうに書いていたんですけども、こちらはやはり作付するものということで、水稻なら水稻、野菜なら野菜というふうに書かせていただくようなことにしました。

右に進んでいただきまして、地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利の年数についてです。こちらについて、これまで年数が中途半端なものを繰上げて記載をしていたんですけども、例えば3年6か月であれば4年というふうに記載をしていたんですが、3年6か月であれば3年6か月というふうに記載をするようにさせていただいております。

利用権を設定する者（地権者）ということで、貸出し契約名義人については未相続農地が分かるように、誰の登記名義で、貸出し代表者としてはこの方というふうなことが分かるように記載をさせていただいております。

契約の状況ということですけども、こちら、米印をつけてまして、15ページの表の一番下にこの凡例を出してます。項目を、新規の中の新規、再設定等、また更新、付け替えということで4項目用意をさせていただきました。新規の新規というものが、中間管理事業の活用実績がこれまでないような農地、もしくは他法令からの移行、相対から中間管理事業に移行しましたとかっていうものについて新規の新規で上げさせてもらっています。再設定等については、中間管理事業の活用実績がありということで、10年間の主契約が終わって、その主契約の更新であるというものを上げさせていただいております。更新につきましては、こちらは主契約は終わっていないんだけど、2回目、3回目の配分をさせてもらうというものについて更新にさせてもらっています。付け替えというものは、例えば耕作者が何らかの事情で解約をしたり作れなくなったというときに、別の耕作者をつけますということで上げさせていただくもの、付け替えをするものということにしています。

変更点については、こちらで以上になります。

あとは、最近多かった合意解約した筆で再配分するものが分かるように記載をさせていただいております。

こちらについて、今回の計画案について改めて説明をさせていただきます。

特にご説明するものとして、14ページの10番、*****さん、こちらは議案第1号でご審議いただきました3条の取消しに係る農地となっております。こちら、3条の許可申請する前の利用権設定の段階のときにも*****さんが作っておられたというところで、耕作者自体は以前と変わらずということになりますので、皆さんご承知おきください。

同じページの18番、*****さん、こちらの1番目の高山*****については、所有者不明農地として昨年度から引き続き公示等を行ってきて、既に機構が利用権を設定しているところですが、現在、農地中間保有地再生活用事業を実施中のございまして、もともと原野みたいな状態だったものを、業者に委託して機械を入れて農地への再生をしているところです。今年度中に再生予定のため、4月から耕作者の利用権の設定もお願いするということです。

また、15ページの20番と22番、こちらの2つは前耕作者の死亡により耕作者の付け替えを行うものです。20番は、もともと*****さんが持たれてたんですけども、地域のほうで別の担い手を据えましょうということで、*****さんがされているということです。22番は、*****さんのお父さんがされていたんですけども、亡くなられてまして、後継者が引き続き耕作するというので付け替えをするものです。

主立ったものについて説明は以上になりますので、最後に、権利の設定をする農用地については、賃借権によるものは63筆8万1,263平米で、使用貸借によるものが4筆4,413平米です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

それでは、1番の*****の利用集積の促進計画について質問のある方。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、では*****の配分促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

それでは、2番の*****の促進計画についてご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、*****の配分促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。
ます。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成です。
それでは、4番の*****の促進計画にご意見のある方いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。
す。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。
5番の*****さんの促進計画にご意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成です。
それでは、7番の*****さんの促進計画についてご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。
8番の*****さんの促進計画にご意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

それでは3番の****、それから6番の*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、一括して上程させていただきます。

ご意見のある方、お願いします。

5 番

さっき事務局のほうから言われた、18番の*****さんの一番上のやつだけ何で6年なんだろうっていうところと、これの地代っていうのは農地中間管理機構に行くんですね。

事務局

この再生活用事業のほうを使うのに5年以上じゃないといけないというものがあるので、6年間ということで機構に設定をさせていただいて、5年6か月。耕作者が借受けするのが5年以上じゃないといけないので、それに合わせて入ってる感じです。機構のほうで借受けしたのが令和5年10月からということでさせていただいてます。

5 番

5年以上借りないけんから、それに合わせてやったということですね。

事務局

賃借料については、この2,600円っていうのは供託金として法務局に機構が納めています。その分を、所有者不明農地なので、賃借料をどうやって決めたかという、農業委員会が周辺農地の賃借料の相場を見て、これぐらいじゃないでしょうかというあたりで決めたんですけども、そこから機構は既にこの6年間分の賃借料を供託金として法務局に納めています。耕作者は、今後作っていくのに、1年ごとにこのお金を機構に払うっていうような格好に、そういった流れになっていますので、最終的には法務局のほうに入っているということです。

5 番

ありがとうございます。

議 長

そのほか。

(質問、意見なし)

議 長	ないようですので、まとめて採決させていただきます。 先ほど申し上げました方々の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。 (多数挙手)
議 長	ありがとうございました。賛成多数で承認されました。 以上で議事のほうは終了いたしました。
議 長	その他のほうに入らせていただきます。 何かございますか。
事務局	①農地再生活用事業の候補地にかかる情報提供の協力について
議 長	皆さんのほうでは何かありませんか。 (発言なし)
議 長	ないようですので、来月の総会ですけども、3月11日午後1時半で決定したいと思います。よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	ではどうもご苦労さんでした。